

強化指定選手等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款に定める事業遂行のために、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）の強化指定選手及びナショナルデモンストレーター（以下「強化指定選手等」という。）に関する必要な事項を定める。

(費用負担、提供物等)

- 第2条 強化指定選手等の強化合宿費、遠征費の負担割合は、本連盟が、年度毎に別途定めるものとする。強化指定選手等（第4条に定める国内ランクの強化指定選手を除く）は、ナショナルチームユニフォーム及び用具等について、本連盟負担又はオフィシャルサプライヤーから提供を受けることができる。
- 2 強化指定選手等（第4条に定める国内ランクの強化指定選手を除く）と第三者との間でパーソナルスポンサー契約を締結する場合、契約条件は、パーソナルスポンサー規程に基づいて取り決めるものとする。
- 3 強化指定選手等は、「ナショナルチームユニフォーム着用基準」、及び「強化指定選手に関するスキー・スノーボード用品使用上の指導要項」に基づいて、ナショナルチームユニフォームの着用及び用具等の使用をしなければならない。
- 4 強化指定選手等は、ナショナルチームユニフォームの着用について、強化指定選手等行動規範の定めに従わなければならない。
- 5 強化指定選手等（第4条に定める国内ランクの強化指定選手を除く）が、競技会組織委員会から旅費等の支給を受けた場合は、本連盟へ全額納入しなければならない。

(強化指定選手等の指定等)

- 第3条 強化指定選手等の指定は、本連盟登録会員の中から、競技本部及び教育本部において、別に定める規定その他に基づき、指定原案を作成し、理事会の承認を経て、会長名で指定する。
- 2 指定期間は、理事会で定めた期間とし、再指定を妨げない。ただし、ナショナルデモンストレーターは、2年間とする。
- 3 指定を受けた強化指定選手等は、別に定める承諾書又は契約書を別に定める期日までに提出しなければならない。
- 4 強化指定選手等は、競技本部総会に出席しなければならない。かつ、本連盟の諸規則を遵守しなければならない。
- 5 本連盟は、強化指定選手等が次の各号に掲げる一に該当した場合は、指定期間中であっても、理事会の決議を経て指定を取消することができる。
- (1) 本連盟の規程（行動規範を含む）に違反した場合
 - (2) 前項の承諾書又は契約書を期限内に提出しなかった場合
 - (3) 本連盟の名誉を汚し、損害を与えるなどの非行があった場合
 - (4) 法令に違反する非行があった場合
 - (5) 反社会的勢力に関与した場合
 - (6) スキー又はスノーボード活動に支障が生じた場合
 - (7) 日本国籍から離脱した場合

(8)日本以外の国のスキー連盟に移籍・登録した場合

- 6 本連盟は、強化指定選手等が前項各号に該当した場合、必要に応じて当該者に対して更生指導を行うことができるものとする。
- 7 本連盟は、第1項の規定にかかわらず、特段の事情がある場合には、第2項の指定期間の途中であっても、理事会の承認を得て、会長名で強化指定選手等の追加指定を行うことができる。

(強化指定選手のランク)

第4条 本連盟は、強化指定選手をS、A、U、国内の4ランクに区分する。強化指定選手に指定した者についてランクの変更は、競技本部理事会の決議によることができる。

(強化指定選手等の写真等)

第5条 本連盟の事業として行われる国内外の競技会、公式行事、公式記者会見、ナショナルチームの遠征・合宿、他団体へ本連盟の代表としての派遣時その他本連盟が定めた活動等において撮影された強化指定選手等の肖像並びにその実演に係る動画映像及び写真（以下「肖像等」という。）は、本連盟が管理する。ただし、本連盟が認めた場合には、強化指定選手等が、公益財団法人日本オリンピック委員会との間で自らの肖像等に関する合意をすることを妨げない。

2 強化指定選手等は、本連盟以外の団体又は企業から報道以外の番組、刊行物、講演、広告等の出演等の要請を受けた場合には、本連盟が定める手続きに従って、本連盟の承諾を得なければならない。

3 本条は、国内ランクの強化指定選手には適用しない。ただし、ワールドカップ等本連盟が定める国際大会で入賞したときの肖像等については、本連盟が管理する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成30年 4月20日 改正
 平成31年 4月19日 改正
 令和元年 7月10日 改正
 令和元年 12月11日 改正
 令和2年 6月3日 改正
 令和2年 9月25日 改正

強化指定選手に関するスキー・スノーボード用品使用上の指導要項

強化指定選手、ナショナルデモンストレーター及び本連盟が特に「S A J 公式用品の認定及び使用に関する規程」の対象として定めたカテゴリーに属する選手（以下これらを総称して「指定選手」という。）は、F I S 及び本連盟の公認大会に出場する場合には、この要項に従ってスキー・スノーボード用品を使用しなければならない。

- 1 使用するスキー・スノーボード用品は、本連盟の定めた公式用品委員会の認定品であること。
- 2 指定選手は、別に定める「スキー・スノーボード用品使用に関する調査票」（以下「調査票」という。）を毎年4月30日までに本連盟に提出し、調査票の内容に従って用品を使用しなければならない。ただし、指定選手の資格を喪失した場合はこの限りではない。
- 3 「強化指定選手等に関する規定」第3条第2項に定める指定期間の途中で指定選手の資格を与えられた者などの調査票の提出等については、別途本連盟が取り決めるところに従うものとする。
- 4 指定選手は、公式用品取扱企業からスキー・スノーボード用品の提供並びに競技力向上に関する援助を受けることができる。
- 5 指定選手は、第2項に定められた調査票を提出した後に、使用品の変更を希望する場合は本連盟へ変更の届け出を行わなければならない。ただし、変更手続きは、従前使用品企業と新規使用品企業双方の了承を得て、競技毎のワールドカップ開幕戦1週間前又はシーズン初頭に開催される教育本部中央研修会初日の1週間前までに完了させなければならない。当該手続期限日以降翌年3月31日までの間は使用品を変更することはできない。
- 6 前項の従前使用品企業及び新規使用品企業の了承は、指定選手が自己の責任において得るものとし、本連盟は関与しないものとする。
- 7 本連盟は、第2項及び第5項の手続きを行わない指定選手について、強化指定選手の指定、ナショナルデモンストレーターの指定等を取り消すことができるものとする。
- 8 この要項の改廃は、理事会の議決による。

平成29年8月28日 改正

平成31年4月19日 改正